# 第5章 介護サービス量等の見込みと基盤整備目標

1	推計方針 ••••••••	131
2	高齢者人口等の推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	132
3	施設・居住系サービスの将来推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	133
4	居宅サービス等/施設サービス量の推計・・・・	135
5	標準給付費等の推計と介護保険料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	139
6	介護保険施設等の基盤整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	142

### 1 推計方針

各市町における今後の人口動態や高齢化の進行状況、要介護認定率、介護費用、介護サービス等の状況が様々であることを踏まえ、各市町において地域の課題を的確に把握し、その特性を生かした地域包括ケアシステムを一層深化・推進していくため、いわゆる団塊ジュニア世代の全てが65歳以上の高齢者となる2040(令和22)年を見据えた中長期的な視点で各種データを推計しました。

具体的には、本計画において見込んだサービス種類ごとの利用量または利用者数は、各保険者(市町)が、現在のサービス受給者の状況や今後の人口動態を踏まえた将来推計に、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や在宅介護実態調査等を通じて把握した地域課題やニーズに対する各種施策の効果を反映させたものを集計した値としています。

また、サービス量の見込みには、地域医療構想における病床の機能分化・連携に伴う介護施設・在宅医療の「追加的な需要」や、精神病床に長期入院している患者の地域生活への移行に伴う影響も反映させています。

県では、各市町の介護サービス量の見込みを踏まえて、必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、各種サービス量の確保やサービス内容の充実に努めます。

### 【参考】第9期介護保険事業(支援)計画作成に当たり国が示す基本指針

#### <基本的な考え方>

高齢者人口がピークを迎える 2040 (令和 22)年を見据え、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備する。

医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的 に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化を図る。

居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進する。

居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスのさらなる普及を図る。

市町村は、日常生活圏域ごとに均衡のとれた介護サービスの提供が行われるよう、地域の 実情に応じた必要利用定員総数及び見込量を定める。また、都道府県は、市町村と意見を交換して、老人福祉圏域を単位とする広域的調整を図る。

第3期計画の基本指針において示した「参酌標準」の考え方は、既に大部分を廃止したが、一部を継続する。

「参酌標準」とは、各自治体が介護保険事業(支援)計画を策定する際に、各種サービス見込量等を 定めるに当たり参酌すべきものとして厚生労働大臣が定めるもの

#### < 継続した参酌標準 >

介護保険施設の個室・ユニット化の推進

2030 (令和12)年度

施設の個室・ユニット化割合 <u>50%以上</u> 特養の個室・ユニット化割合 **70%以上** 

#### < 医療療養病床等からの転換の取扱い >

医療療養病床から介護保険施設等への転換分については、追加的需要として転換先の「必要定員総数」に含める。

介護老人保健施設(2006(平成 18)年7月1日から2018(平成 30)年3月31日まで に療養病床から転換して許可を受けたものに限る)が介護医療院に転換する場合も、追加的 需要として「必要定員総数」に含める。

# 2 高齢者人口等の推計 暫定値

今回の計画策定に際して、市町が推計した第1号被保険者(65歳以上)数及び第2号被保険者(40~64歳)数は、次のとおりです。(表2-7(再掲))

表2-7 被保険者数の推計(再掲) 暫定値

(単位:人)

\ X	年度 分	2024(令和 6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2030 (令和12)	2040 (令和22)
総	数	866,140	861,458	855,573	829,415	743,459
	第1号被保険者	440,770	439,632	437,910	431,051	418,323
	第2号被保険者	425,370	421,826	417,663	398,364	325,136

資料:各市町が介護保険事業計画で推計した数値の積上げ

このうち、要介護度別の要介護(支援)認定者数(第2号被保険者を含む)及び第1号被保険者に占める要介護(支援)認定者の割合(認定率)は、次のとおりです。(表2-9(再掲)、表2-11(再掲))

表2-9 要介護(支援)認定者数(第2号を含む)の推計(再掲)<mark>暫定値(単位:人)</mark>

年度 区 分	2024(令和 6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2030(令和12)	2040(令和22)
要支援 1	16,500	16,658	16,899	17,992	18,578
要支援 2	12,726	12,780	12,864	13,490	13,741
要介護 1	20,239	20,396	20,592	21,591	22,692
要介護 2	13,854	13,935	14,036	14,674	15,482
要介護3	11,390	11,491	11,604	12,104	13,049
要介護 4	11,698	11,857	11,987	12,455	13,638
要介護 5	8,422	8,468	8,506	8,792	9,437
計	94,829	95,585	96,488	101,098	106,617

資料:各市町が介護保険事業計画で推計した数値の積上げ

表2-11 要介護(支援)認定率の推計(再掲) 暫定値

年度 区 分	2024(令和 6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2030(令和 12)	2040(令和22)
要介護(支援)認定率 (第1号被保険者のみ)	21.2%	21.4%	21.7%	23.1%	25.2%
要介護(支援)認定率 (第2号被保険者含む)	21.4%	21.7%	22.0%	23.4%	25.4%

# 3 施設・居住系サービスの将来推計 暫定値

介護保険施設及び居住系サービスについては、各市町が、サービス利用実績や各種調査の結果、さらには今後の要介護認定者数の推計値等を踏まえた上で、必要な利用者数を見込んでいます。

# (1) 施設・居住系サービス 暫定値

住み慣れた地域で暮らし続けることを望む高齢者の意向を尊重して、第8期計画に引き続き、 地域密着型サービスの普及・促進に努めることとし、また、医療療養病床等からの転換の意向 等も踏まえ、各市町が見込んだ数値に基づき推計しています。 (表5-1、図5-1)

表 5 - 1 施設・居住系サービス利用者数 (月平均) <mark>暫定値</mark> (単位:人)

	11 - 12 1 1 1 1 1 1 1 1					( ' ! ' ' ' '
サ-	年度 - ビス種類	2024(令和 6)	2025(令和 7)	2026(令和 8)	2030(令和 12)	2040(令和 22)
施記	没系サービス	13,220	13,295	13,352	14,036	14,975
	介護保険施設設	11,826	11,901	11,977	12,563	13,332
	介護老人福祉施設 (広域型 特別養護老人ホーム)	6,295	6,320	6,358	6,651	7,061
	介護老人保健施設	4,976	4,994	5,022	5,291	5,630
	介護医療院	555	587	597	621	641
.	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 (地域密着型特別養護老人ホーム)	1,394	1,394	1,375	1,473	1,643
介	護専用居住系サービス	5,381	5,489	5,562	5,795	6,254
	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	5,324	5,416	5,475	5,705	6,159
!	特定施設入居者生活介護 (介護専用型)	0	0	0	0	0
	地域密着型特定施設 入居者生活介護	57	73	87	90	95

資料:各市町が介護保険事業計画で推計した数値の積上げ

#### (参考)

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 介護医療院 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 特定施設入居者生活介護 居宅サービス

特定施設とは、有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホームを指し、人員基準や設備基準 を満たした場合に、介護保険事業所(サービス種類:特定施設入居者生活介護)の指定を受ける ことができる。

# (2) 介護専用型以外の居住系サービス 暫定値

特定施設を活用した多様な住まいの確保等を図る観点から、各市町において、地域の実情に 即した住まいのニーズを把握した上で、必要な利用者数を見込んでいます。 (表 5-2、図 5-1)

表5-2 介護専用型以外の居住系サービス利用者数(月平均) 暫定値

E					
年度 サービス種類	2024(令和 6)	2025(令和 7)	2026(令和 8)	2030(令和 12)	2040(令和 22)
特定施設入居者生活介護 (介護専用型以外)	3,031	3,080	3,117	3,221	3,568
介護予防特定施設 入居者生活介護	445	452	456	470	498
介護予防認知症対応型 共同生活介護	41	41	41	41	40

資料: 各市町が介護保険事業計画で推計した数値の積上げ

#### (参考)

特定施設入居者生活介護 —— <del>----</del> 居宅サービス

介護予防特定施設入居者生活介護 ———— ― 介護予防サービス

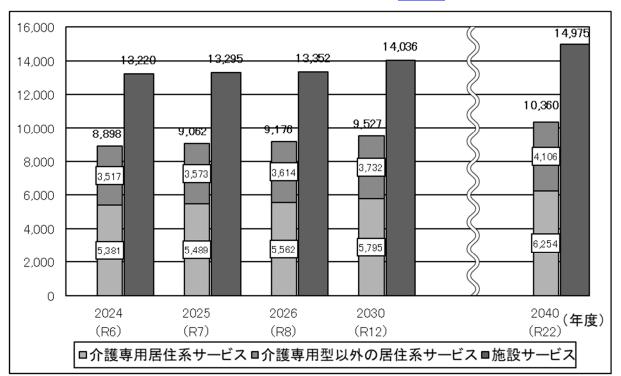
介護予防認知症対応型共同生活介護 ———— 地域密着型介護予防サービス

### 図5-1 施設・居住系サービス利用者数(月平均) 暫定値



(単位:人)

(単位:人)



# 4 居宅サービス等/施設サービス量の推計 暫定値

# (1) 居宅サービス 暫定値

居宅サービスは要介護 1 ~ 5 の方が利用できるサービスです。全てのサービスで、今後も供給量の増加が見込まれています。

2022(令和4)年度実績(表 2-21)から 2026(令和8)年度にかけての増加率が比較的高い ものは、 短期入所療養介護(23.2%)、 訪問リハビリテーション(15.5%)、 訪問看護(11.6%) 居宅療養管理指導(10.6%)です。(表 5-3)

表5-3 居宅サービスの供給量(年間) 暫定値

サービス種類	単	2024(令和 6)	2025(令和7)	2026(令和 8)	2030(令和 12)	2040(令和 22)
リーこ人性類	位	年度	年度	年度	年度	年度
訪問介護	回	3,868,162	3,903,083	3,915,436	4,082,213	4,500,395
訪問入浴介護	回	29,881	30,172	30,066	31,110	33,438
訪問看護	回	843,718	854,438	861,994	908,866	1,021,595
訪問リハビリテーション	回	127,591	130,282	131,210	136,434	144,072
居宅療養管理指導	人	119,964	120,768	121,836	128,784	145,680
通所介護	回	2,071,117	2,077,528	2,085,964	2,170,604	2,328,688
通所リハビリテーション	回	659,435	665,407	672,083	701,012	745,088
短期入所生活介護	П	607,049	608,387	616,086	638,791	705,625
短期人所療養介護(老健、病院等)	Ш	77,387	78,678	79,718	82,391	88,753
特定施設入居者生活介護	人	36,372	36,960	37,404	38,652	42,816
福祉用具貸与	人	308,772	310,584	313,956	326,796	351,132
特定福祉用具販売	人	4,260	4,344	4,416	4,572	4,896
住宅改修	人	3,420	3,480	3,492	3,672	3,960
居宅介護支援	人	428,172	430,428	434,520	453,048	484,836

# (2) 地域密着型サービス 暫定値

地域密着型サービスは、住み慣れた自宅や地域での高齢者の生活を支える重要な柱となるサービスです。

このうち、居宅要介護者の在宅生活を365日24時間支えるサービスである、 定期巡回・随時対応型訪問介護看護や 小規模多機能型居宅介護、 看護小規模多機能型居宅介護の果たす役割は非常に大きく、徐々に事業所数は増えているものの、 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、 看護小規模多機能型居宅介護については、約半数の市町での実施にとどまっていることから、地域の実情を踏まえながら、引き続き普及に努めます。

2022(令和4)年度実績(表 2-22)から 2026(令和8)年度にかけての増加率が比較的高い ものは、 地域密着型特定施設入居者生活介護(78.2%)、 看護小規模多機能型居宅介護 (45.2%)、 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(19.7%)です。(表 5-4、図 5-2)

表5-4 地域密着型サービスの供給量(年間) 暫定値

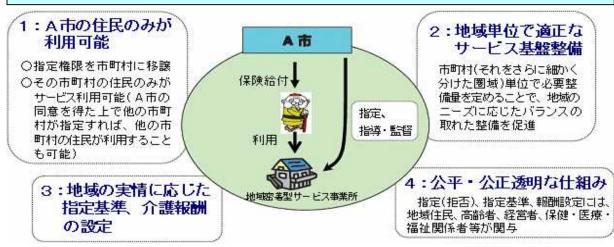
<u> </u>		1 - V 1/1/1-1	( 11-37	-		
サービス種類	単位	2024(令和 6) 年度	2025(令和7) 年度	2026(令和 8) 年度	2030(令和12) 年度	2040(令和 22) 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人	8,940	9,792	9,912	10,284	10,320
夜間対応型訪問介護	人	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	回	51,601	52,003	52,664	53,987	57,018
小規模多機能型居宅介護	人	22,944	22,800	23,088	24,108	26,808
認知症対応型共同生活介護	人	63,888	64,992	65,700	68,460	73,908
地域密着型特定施設入居者生活介護	人	684	876	1,044	1,080	1,140
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	16,728	16,728	16,500	17,676	19,716
看護小規模多機能型居宅介護	人	2,916	3,624	3,660	3,756	4,068
地域密着型通所介護	回	663,336	666,643	671,082	697,912	744,154

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は9市町、 看護小規模多機能型居宅は7市町実施している。 (2023(令和5)年12月末時点)

資料:各市町が介護保険事業計画で推計した数値の積上げ

#### 図5-2 地域密着型サービス

要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当なサービス類型 (=地域密着型サービス)



出典:厚生労働省資料

# (3) 介護保険施設サービス 暫定値

施設サービスは、2040 (令和22)年度におけるサービス提供体制のあり方を念頭に、各施設の入所待機者数や県の施設整備方針等も踏まえて必要な利用者数を見込んでいます。

2022 (令和4)年度実績(表2-25)から2026 (令和8)年度にかけての増加率は、 介護老人福祉施設は0.5%増加、 介護老人保健施設は0.7%増加、 介護医療院は18.7%増加すると見込まれています。(表5-5)

表5-5 介護保険施設サービスの供給量(年間) 暫定値

サービス種類	単	2024(令和 6)	2025(令和 7)	2026(令和 8)	2030(令和 12)	2040(令和 22)
リーころ作業	位	年度	年度	年度	年度	年度
介護老人福祉施設	人	75,540	75,840	76,296	79,812	84,732
介護老人保健施設	人	59,712	59,928	60,264	63,492	67,560
介護医療院	人	6,660	7,044	7,164	7,452	7,692

資料:各市町が介護保険事業計画で推計した数値の積上げ

#### (4) 介護予防サービス

高齢者が各自の機能・能力に応じて自立した日常生活を送ることができるよう「自立支援」を推進する観点から、各市町は、要支援1あるいは要支援2の方に、状態の軽減または悪化の防止につながる効果的で多様な介護予防サービスを提供することとされており、サービス基盤の充実等に伴って、利用量の増加が見込まれています。(表5-6)

表5-6 介護予防サービスの供給量(年間) 暫定値

サービス種類	単位	2024(令和 6) 年度	2025(令和 7) 年度	2026(令和 8) 年度	2030(令和 12) 年度	2040(令和 22) 年度
介護予防訪問入浴介護	回	50	50	50	94	142
介護予防訪問看護	回	206,767	209,207	212,729	228,284	245,299
介護予防訪問リハビリテーション	回	30,025	30,630	31,332	32,318	32,761
介護予防居宅療養管理指導	人	9,720	9,816	10,032	10,692	11,400
介護予防通所リハビリテーション	人	35,196	35,616	36,024	38,100	38,868
介護予防短期入所生活介護	日	10,998	11,254	11,368	12,158	12,708
介護予防短期入所療養介護(老健、病院等)	日	598	655	713	804	1,046
介護予防特定施設入居者生活介護	人	5,340	5,424	5,472	5,640	5,976
介護予防福祉用具貸与	人	139,308	140,676	142,188	154,200	161,580
特定介護予防福祉用具販売	人	2,304	2,364	2,364	2,460	2,472
住宅改修	人	2,988	3,048	3,120	3,240	3,324
介護予防支援	人	170,808	171,180	172,308	183,900	189,888

# (5) 地域密着型介護予防サービス 暫定値

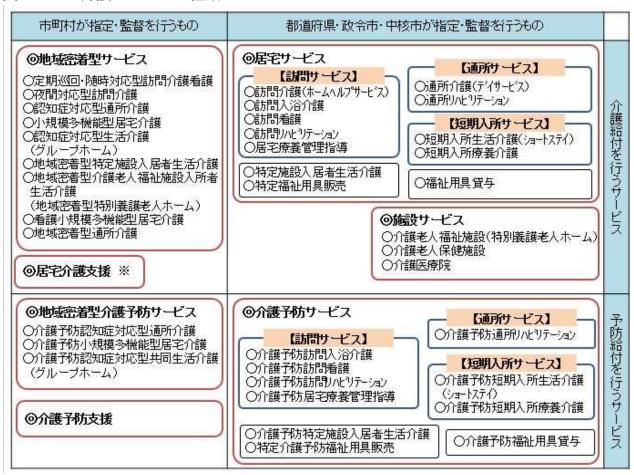
(4)と同様に、サービス基盤の充実等に伴って利用量の増加が見込まれています。(表5-7)

表5-7 地域密着型介護予防サービスの供給量(年間) 暫定値

サービス種類	単位	2024(令和 6) 年度	2025(令和 7) 年度	2026(令和 8) 年度	2030(令和 12) 年度	2040(令和22) 年度
介護予防認知症対応型通所介護	回	192	192	192	192	192
介護予防小規模多機能型居宅介護	人	3,000	2,976	3,036	3,204	3,432
介護予防認知症対応型共同生活介護	人	492	492	492	492	480

資料: 各市町が介護保険事業計画で推計した数値の積上げ

#### 図 5 - 3 介護サービスの種類



2018 (平成30)年度から、居宅介護支援事業者の指定・監督権限は、都道府県から市町村に移譲。 出典:厚生労働省資料

# 5 標準給付費等の推計と介護保険料 暫定値

### (1) 標準給付費等の推計 暫定値

標準給付費は、介護給付費(表 5-8)、予防給付費(表 5-9)及び その他経費(表 5-10の特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料)の合計額を指します。

介護保険対象サービス等に係る標準給付費については、2022(令和4)年度実績(表2-27)から2026(令和8)年度にかけて7.5%増加する見込みであり、介護保険料の算定にも反映されます。(表5-8、表5-9、表5-10)

表 5 - 8 居宅サービス等/施設サービス給付費の推計 <mark>暫定値</mark> (単位:千円)

なり しんじり ヒハサ/ル	が しハ				十四・ココノ
年度 サービス種類	2024(令和 6)	2025(令和 7)	2026(令和 8)	2030(令和 12)	2040(令和 22)
(1) 居宅サービス	55,377,518	55,883,212	56,303,232	58,561,560	63,957,878
訪問介護	11,024,512	11,137,786	11,172,251	11,656,365	12,873,939
訪問入浴介護	373,966	378,085	376,779	389,916	418,990
訪問看護	3,305,894	3,352,411	3,381,682	3,557,767	3,978,181
訪問リハビリテーション	369,243	377,381	379,966	395,341	416,036
居宅療養管理指導	1,075,532	1,084,666	1,095,430	1,162,743	1,332,970
通所介護	16,155,794	16,226,334	16,295,234	16,938,349	18,198,981
通所リハビリテーション	5,653,434	5,712,846	5,771,339	6,009,127	6,408,886
短期入所生活介護	5,072,446	5,090,336	5,155,672	5,344,083	5,911,024
短期入所療養介護	885,977	901,207	913,218	942,674	1,018,088
特定施設入居者生活介護	7,317,707	7,453,633	7,542,998	7,784,079	8,646,624
福祉用具貸与	4,021,237	4,044,460	4,092,323	4,250,053	4,611,993
特定福祉用具販売	121,776	124,067	126,340	131,063	142,166
(2) 地域密着型サービス	35,104,370	35,861,118	36,152,838	37,754,467	40,891,193
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,529,759	1,728,987	1,748,921	1,811,296	1,778,219
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	542,031	547,046	553,306	566,824	595,197
小規模多機能型居宅介護	4,749,293	4,723,771	4,786,781	4,986,228	5,564,689
認知症対応型共同生活介護	16,921,943	17,238,545	17,426,574	18,162,864	19,628,217
地域密着型特定施設入居者生活介護	137,115	173,801	206,639	213,792	226,258
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4,959,391	4,966,302	4,901,606	5,247,352	5,853,350
看護小規模多機能型居宅介護	784,046	968,242	978,307	1,005,762	1,096,693
地域密着型通所介護	5,480,792	5,514,424	5,550,704	5,760,349	6,148,570
(3) 住宅改修	239,821	243,984	244,447	257,329	277,096
(4) 居宅介護支援	6,323,263	6,365,170	6,426,407	6,691,613	7,169,762
(5) 介護保険施設サービス	39,947,720	40,284,223	40,537,672	42,506,705	45,160,376
介護老人福祉施設	20,059,588	20,163,575	20,282,768	21,219,895	22,568,720
介護老人保健施設	17,462,523	17,557,270	17,657,433	18,586,018	19,791,750
介護医療院	2,425,609	2,563,378	2,597,471	2,700,792	2,799,906
介護給付費計(小計) ( )	136,992,692	138,637,707	139,664,596	145,771,674	157,456,305
				_	

表	5 - 9 介護予防サービス	等給付費の推	計 暫定値		(	単位:千円)
サ	ービス種類 年度	2024(令和 6)	2025(令和 7)	2026(令和 8)	2030(令和 12)	2040(令和 22)
(*	)介護予防サービス	3,462,854	3,510,080	3,553,580	3,778,285	3,945,267
	介護予防訪問入浴介護	442	443	443	612	823
	介護予防訪問看護	654,891	663,347	674,357	723,030	775,083
	介護予防訪問リハビリテーション	83,519	85,291	87,247	89,969	91,093
	介護予防居宅療養管理指導	81,902	82,859	84,674	90,327	96,756
	介護予防通所リハビリテーション	1,197,468	1,214,195	1,228,042	1,296,284	1,318,618
	介護予防短期入所生活介護	64,904	66,505	67,040	71,668	74,606
	介護予防短期入所療養介護	5,851	6,480	7,101	8,132	10,723
	介護予防特定施設入居者生活介護	391,766	398,232	401,994	413,671	438,635
	介護予防福祉用具貸与	927,273	936,513	946,400	1,026,228	1,079,801
	特定介護予防福祉用具販売	54,838	56,215	56,282	58,364	59,129
(		307,674	305,459	308,803	319,365	331,148
	介護予防認知症対応型通所介護	1,537	1,539	1,539	1,539	1,539
	介護予防小規模多機能型居宅介護	190,992	188,629	191,973	201,701	216,015
	介護予防認知症対応型共同生活介護	115,145	115,291	115,291	116,125	113,594
(	3) 住宅改修	226,793	231,207	236,912	246,383	252,514
(	4) 介護予防支援	781,826	784,507	789,668	842,763	870,199
1	个護予防給付費計(小計) ( )	4,779,147	4,831,253	4,888,963	5,186,796	5,399,128

	総給付費(合計)(	) + (	)	141,771,839	143,468,960	144,553,559	150,958,470	162,855,433	ı
--	-----------	-------	---	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	---

資料: 各市町が介護保険事業計画で推計した数値の積上げ

表 5 - 10 標準給付費 暫定値

(単位:千円)

+,	年度 ナービス種類	2024(令和 6)	2025(令和 7)	2026(令和 8)	2030(令和 12)	2040(令和 22)
	標準給付費見込額	150,069,841	151,816,292	152,943,463	159,741,913	172,145,202
	総給付費	141,771,839	143,468,960	144,553,559	150,958,470	162,855,433
	特定入所者介護サービス費等給付額	3,784,501	3,799,493	3,811,157	4,138,468	4,340,458
	高額介護サービス費等給付額	3,769,132	3,799,115	3,824,328	3,862,808	4,113,338
	高額医療合算介護サービス費等給付額	569,981	572,314	575,990	600,337	641,951
	算定対象審査支払手数料	174,388	176,410	178,429	181,829	194,022

# (2) 地域支援事業の推計 暫定値

「地域支援事業」は、被保険者が要介護状態等になることを予防し、社会参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するため、各市町が主体となって実施しています。(表 5-11)

事業内容は、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」からなり、財源については、「介護予防・日常生活支援総合事業」は第1号及び第2号被保険者の保険料と公費で、「包括的支援事業」及び「任意事業」は第1号保険料と公費でまかなわれることとなっています。

なお、「地域支援事業」の費用の上限は、政令で定められています。

表 5 - 11 地域支援事業費 暫定値

(単位:千円)

+į	年度 サービス種類	2024(令和 6)	2025(令和 7)	2026(令和 8)	2030(令和 12)	2040(令和 22)
	地域支援事業費	8,186,825	8,373,356	8,555,341	8,089,477	7,656,075
	介護予防・日常生活支援総合事業費	5,393,996	5,552,429	5,715,924	5,341,943	4,945,018
	包括的支援事業(地域包括支援センター の運営)及び任意事業費	2,427,549	2,450,968	2,464,748	2,380,985	2,347,562
	包括的支援事業(社会保障充実分)	365,280	369,959	374,669	366,550	363,495

資料:各市町が介護保険事業計画で推計した数値の積上げ

#### (3) 第9期計画期間の介護保険料

第9期介護保険料基準額の県平均(月額・加重平均)は、標準給付費等の増加により、第8期より0.9%増の6,466円となる見込みです。(表5-12)

表 5 - 12 第 9 期計画期間における 65 歳以上の者 (第 1 号被保険者)の介護保険料基準額

斬完備

	第8期 2021(令和3) ~2023(令和5)年度	第 9 期 2024(令和 6) ~2026(令和 8)年度	増減率 (8期 9期)
第1号保険料基準額 県平均 (月額・加重平均)	6,409 円	6,466 円	0.9%

# 6 介護保険施設等の基盤整備

#### (1) 介護保険施設等に係る事業者指定

以下の施設については、県が、介護保険事業支援計画において、圏域ごとに「必要入所(利用) 定員総数」(整備枠)を定めることにより、事業者に対して、「必要入所(利用)定員総数」の超 過を理由とする指定等の拒否の仕組みが適用されています。(総量規制)

介護保険施設(特別養護老人ホーム(定員30人以上)介護老人保健施設、介護医療院) 地域密着型特別養護老人ホーム(定員29人以下)

介護専用型特定施設(要介護者の入居を対象とするもので、定員30人以上)

地域密着型特定施設(要介護者の入居を対象とするもので、定員29人以下)

混合型特定施設(要介護者に加え、自立・要支援者の入居も可能とするもの)

特定施設・・・有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホームを指し、人員基準や設備 基準を満たした場合に、介護保険事業所(サービス種類:特定施設入居者生 活介護)の指定を受けることができる。

#### (2) 介護保険施設等の整備方針

- ・第8期計画と同様に、市町が必要と認めるものは原則認める。
- ・総量規制についても、第8期計画と同様に県計画値(各市町における必要(利用)定員総数 の積上げ)を上限とする。

#### (理由)

国の基本指針(案)において、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズ等の見込み等を適切に捉えて、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保する必要性があると示されていること

市町ヒアリングの結果、高齢者人口が減少局面に入っていること等により、新たな施設整備を計画していないとする市町が多かったこと

#### 医療療養病床等からの転換分

医療療養病床から介護保険施設等への転換分については、追加的需要として転換先施設の「必要定員総数」に含める。

介護老人保健施設(2006(平成 18)年7月1日から2018(平成 30)年3月31日までに療養病床から転換して許可を受けたものに限る)が介護医療院に転換する場合も、追加的需要として「必要定員総数」に含める。

#### 非転換分

#### 介護保険施設(特別養護老人ホーム(定員30人以上)介護老人保健施設、介護医療院)

特別養護老人ホームについては、「参酌基準 ( )」を勘案の上、市町が必要と認めるものは 原則認める。

介護老人保健施設については、市町が必要と認めるものは原則認める。

介護医療院については、市町が必要と認めるものは原則認める。

#### 参酌基準

市町ごとの特別養護老人ホーム全体の定員数に占める地域密着型の定員数の比率が、 令和8年度末において11%以上

・令和6年4月1日見込みの全国平均値: 10.38% を基に設定(県平均値: 18.03%)

地域密着型特別養護老人ホーム(定員29人以下)

介護専用型特定施設(要介護者を入居の対象とするもので、定員 30 人以上) 地域密着型特定施設(要介護者を入居の対象とするもので、定員29人以下)

市町が必要と認めるものは原則認める。

#### 混合型特定施設(自立・要支援者も入居できるもの)

介護給付対象外である自立・要支援者の入居も可能であるため、指定に当たっては、市町の 介護サービス利用者の見込数を踏まえて、圏域ごとの必要利用定員総数を設定する。

#### 【混合型特定施設の必要利用定員総数について】

混合型特定施設については、母体施設の定員に一定の割合(係数 )を乗じて、介護サービス 利用者を推計し、その推計利用定員が、必要利用定員総数の範囲内におさまるように、母体施設 の定員を規制する。

なお、この係数については、実績や市町の意向を踏まえて、次のとおりとする。

7割を超えない範囲内で県が定めることとされている。

(介護保険法施行規則第126条の5)

宇摩圏域、松山圏域.......60%

新居浜・西条圏域、今治圏域、

八幡浜・大洲圏域、宇和島圏域

70%

#### 図5-4 特定施設入居者生活介護の概要

入居者数 30人 以上 未満

(第78条の2第1項、第78条の6~10)

(第117条第2項第1号、第118条第2項)

**要護** 護 支專 専 援用 用 者型 型 含特 か ず定 否 施

設

そ

ഗ

他

に記載

指定拒否可能

#### 地域密着型特定施設

(地域密着型サービス)

・市町村が指定・監督権限

(第8条第20項) 地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設以外の 介護専用型特定施設

(第8条第11項)

介護専用型特定施設入居者生活介護

・都道府県が指定・監督権限

(第70条第1項、第76条~第78条)

・必要利用定員総数を都道府県介護保険 事業支援計画に記載 (第118条第2項)

・計画を上回る場合には指定拒否可能

(第70条第4項)

・住所地特例の対象 (第13条)

·都道府県負担割合 17.5%

·都道府県負担割合 12.5%

・必要利用定員総数を市町村介護保険事

業計画·都道府県介護保険事業支援計画

・市町村介護保険計画を上回る場合には

介護専用型特定施設以外の特定施設 (第8条第11項)

特定施設入居者生活介護 (第8条第11項)

(第78条の2第6項第4号)

- ・特定施設に入居する要介護者に対して行う介護サービス
- ・都道府県が指定・監督権限 (第70条第1項、第76条~第78条)
- ・必要利用定員総数を都道府県介護保険事業支援計画に記載可能
- ・計画を上回る場合には指定拒否可能
- 住所地特例の対象
- 都道府県負担割合

#### 介護予防特定施設入居者生活介護 (第8条の2第11項)

- ・特定施設に入居する要支援者に対して行う介護予防サービス
- ・都道府県が指定・監督権限 (第53条第1項、第115条の6第1項)
- ・住所地特例の対象
- 都道府県負担割合

包括型の基準・報酬とは別に外部サービス利用型の特定施設入居者生活介護の基準・報酬

- 143 -

# (4) 介護保険施設等の必要入所(利用)定員総数 暫定値

介護保険施設等の整備方針に基づく施設整備目標量(必要入所(利用)定員総数)等は、次のとおりです。(表5-13)

なお、必要入所(利用)定員総数には、医療療養病床が介護保険施設等に転換する場合及び介護老人保健施設(2006(平成18)年7月1日から2018(平成30)年3月31日までに療養病床から転換して許可を受けたものに限る)が介護医療院に転換する場合における当該転換に伴う増加分を含みます。

表 5 - 13 **介護保険施設等の必要入所(利用)定員総数 <mark>暫定値</mark> (単位:床数)** 

	圏域	2023(令和5)年度末 整備見込数	2024(令和 6) 年度末	2025(令和 7) 年度末	2026(令和 8) 年度末	整備数 (R6~8)
$\sim$	宇摩	424	424	444	444	20
(特別養護老人品)	新居浜·西条	1,180	1,194	1,194	1,194	14
養老	今 治	811	811	811	811	0
護人 老福	松 山	2,394	2,424	2,424	2,424	30
	八幡浜・大洲	961	965	965	1,004	43
人ホーム)	宇 和 島	880	880	880	880	0
<u>7</u> ₩	県 計	6,650	6,698	6,718	6,757	107
介	宇摩	347	347	347	347	0
護老	新居浜·西条	816	816	816	846	30
	今 治	842	842	842	842	0
人保	松 山	1,808	1,808	1,808	1,808	0
健	八幡浜・大洲	923	923	943	943	20
施	宇 和 島	515	515	515	515	0
設	県 計	5,251	5,251	5,271	5,301	50
介	宇摩	82	127	127	127	45
	新居浜·西条	35	35	35	35	0
護	今 治	144	144	144	144	0
医	松 山	185	185	185	185	0
療	八幡浜・大洲	109	109	109	109	0
	宇 和 島	0	0	0	0	0
院	県 計	555	600	600	600	45
① 地	宇摩	116	116	116	116	0
地域密	新居浜·西条	290	290	290	290	0
着型	今 治	87	87	87	87	0
所 養 護 老	松 山	689	689	689	689	0
老人福	八幡浜·大洲	222	222	222	193	29
(地域密着特別養護老人ホーム)地域密着型介護老人福祉施設	宇 和 島	58	58	58	58	0
○設	県 計	1,462	1,462	1,462	1,433	29

(単位:人)

	圏域	2023(令和 5)年度末 整備見込数	2024(令和 6) 年度末	2025(令和 7) 年度末	2026(令和 8) 年度末	整備数 (R6~8)
$\wedge$	宇摩	0	0	0	0	0
介護専用型特定施設	新居浜·西条	0	0	0	0	0
専田田	今 治	0	0	0	0	0
型型	松 山	0	0	0	0	0
特定	八幡浜·大洲	0	0	0	0	0
施	宇 和 島	0	0	0	0	0
<b>設</b>	県 計	0	0	0	0	0
th	宇摩	0	0	0	0	0
域	新居浜·西条	0	0	0	0	0
岩	今 治	0	0	0	0	0
型	松 山	29	29	29	29	0
一行	八幡浜・大洲	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設	宇 和 島	29	29	58	58	29
記又	県 計	58	58	87	87	29
	圏域	2023(令和 5)年度末 母体施設定員見込数	2026(令和8)年度末 母体施设定員数	係数(%)	2026(令和8)年度末 必要利用定員総数	整備数 (R6~8)
混	宇摩	163	223	60%	134	60
合	新居浜·西条	321	321	70%	225	0
型	今 治	204	204	70%	143	0
特	松 山	2,730	2,730	60%	1,638	0
定	八幡浜・大洲	369	419	70%	293	50
施設	宇 和 島	199	199	70%	139	0
市又	県 計	3,986	4,096	1	2,572	110

資料:各市町が介護保険事業計画で推計した数値の積上げ

(注)混合型特定施設の「係数」は、母体施設の定員に対するサービス利用者の割合

# 【参考】 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム) (表5-14) <mark>暫定値</mark>表5-14 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)の整備見込み (単位:床数)

					,		
圏	域	2023(令和 5)年度末 整備見込数	2024(令和 6) 年度末	2025(令和7) 年度末	2026(令和8) 年度末	整備数 (R6~8)	
宇	摩	182	200	200	200	18	
新居沙	兵· 西条	964	964	964	964	0	
今	治	522	531	540	540	18	
松	臣	2,567	2,567	2,567	2,567	0	
八幡沙	兵·大洲	845	854	872	872	27	
宇	和島	423	423	441	441	18	
県	計	5,503	5,539	5,584	5,584	81	

# 【参考 】療養病床等からの転換分(表5-15、表5-16)

表 5 - 15 療養病床から介護保険施設等への転換分 <mark>暫定値</mark> (単位:床数)

<del>夜っ -</del>	10	派民が外がし	) 门 读 休	(子、/0/和)关/	世上但	(単位:床数)	
転換元	転換先	圏域	2023(令和 5)年度末 整備見込数	2024(令和 6) 年度末	2025(令和 7) 年度末	2026(令和 8) 年度末	整備数 (R6~8)
	^	宇摩	0	0	0	0	0
	介鑵	新居浜·西条	0	0	0	0	0
	老	今 治	70	70	70	70	0
	入	松山	0	0	0	0	0
	保	八幡浜・大洲	0	0	0	0	0
	介護老人保健施設	宇和島	0	0	0	0	0
	設	県 計	70	70	70	70	0
	_	宇摩	0	45	45	45	45
匠	介	新居浜·西条	0	0	0	0	0
療	護	今 治	0	0	0	0	0
医療療養病床	医	松 山	5	5	5	5	0
病	療	八幡浜·大洲	55	55	55	55	0
床		宇 和 島	0	0	0	0	0
	院	県 計	60	105	105	105	45
		宇摩	0	0	0	0	0
	が知	新居浜•西条	0	0	0	0	0
	ル症	今 治	0	0	0	0	0
	グルー プホーム	松 山	0	0	0	0	0
		八幡浜•大洲	0	0	0	0	0
		宇 和 島	18	18	18	18	0
		県 計	18	18	18	18	0
	介	宇摩	0	0	0	0	
	介護老人保健	新居浜·西条	29	29	29	29	
	老人	今 治	0	0	0	0	
	保	松山	0	0	0	0	
_		八幡浜・大洲	60	60	60	60	$\sqcup$
) (護	施設	宇和島	0	0	0	0	<b>∐</b>
療		県 計	89	89	89	89	
有病	介	宇摩	82	82	82	82	令和6年
床	護	新居浜·西条	35	35	35	35	3月末で
介		今 治	144	144	144	144	
護療	医	松山	180	180	180	180	廃止
養	療	八幡浜・大洲	30	30	30	30	$\sqcup$
型医	院	宇和島	0	0	0	0	<b>∐</b>
療施		県計	471	471	471	471	H H
介護療養病床(介護療養型医療施設)	≢刃	宇摩	0	0	0	0	
)	グ知	新居浜・西条	0	0	0	0	
	グルー プホー	今 治   松 山	9	9	9	9	
	プトート				0	0	
	小者	八幡浜· 大洲 宇 和 島	0	0	0	0	
	ム					-	
		県 計	9	9	9	9	

表 5 - 16 介護老人保健施設 から介護医療院への転換分 暫定値 (単位:床数)

巻	域	2023(令和 5)年度末 整備見込数	2024(令和 6) 年度末	2025(令和7) 年度末	2026(令和 8) 年度末	整備数 (R6~8)
宇	摩	0	0	0	0	0
新居沙	兵· 西条	0	0	0	0	0
今	治	0	0	0	0	0
松	臣	44	44	44	44	0
八幡沙	兵· 大洲	0	0	0	0	0
宇	和島	0	0	0	0	0
県	計	44	44	44	44	0

資料:各市町が介護保険事業計画で推計した数値の積上げ

介護老人保健施設は、2006(平成18)年7月1日から2018(平成30)年3月31日までに療養病床 から転換して許可を受けたものに限る。

# 【参考】特定施設の指定を受けていない有料老人ホーム等の入居定員数(表4-14) 暫定値

表4-14 特定施設の指定を受けていない有料老人ホーム等の入居定員数(再掲) (単位:床数)

圏域	住宅型 有料老人ホーム	サービス付き 高齢者向け住宅	入居定員数 合 計	入居者数	入 居 率
宇摩	209	272	481	442	91.9%
新居浜·西条	239	453	692	636	91.9%
今 治	303	257	560	493	88.0%
松 山	842	2,273	3,115	2,707	86.9%
八幡浜·大洲	132	234	366	341	93.2%
宇 和 島	583	390	973	889	91.4%
県 計	2,308	3,879	6,187	5,508	89.0%

資料:長寿介護課調査(2020(令和2)年7月状況)

# 介護保険施設等の整備目標の総括 (表5-17) <mark>暫定値</mark>

### 表5-17 介護保険施設等の整備目標総括表

表 5 - 17 <b>介護保険施設等の整備目標総括表</b> (単位:床						
サービス種類	2023(令和 5)年度末 整備見込数	2024(令和 6) 年度末	2025(令和 7) 年度末	2026(令和 8) 年度末	整備数 (R6~8)	
広域型特別養護老人ホーム (定員30人以上) 1	6,650	6,698	6,718	6,757	107	
介護老人保健施設	5,251	5,251	5,271	5,301	50	
医療療養からの転換分	70	70	70	70	0	
介護療養からの転換分	89	89	89	89		
介護医療院	555	600	600	600	45	
医療療養からの転換分	60	105	105	105	45	
介護療養からの転換分	427	427	427	427		
老健からの転換分 2	44	44	44	44	0	
地域密着型特別養護老人ホーム (定員29人以下) <b>3</b>	1,462	1,462	1,462	1,433	29	
介護専用型特定施設 4	0	0	0	0	0	
地域密着型特定施設	58	58	87	87	29	
認知症高齢者グループホーム (認知症対応型共同生活介護)	(5,503)	[5,539]	[ 5,584 ]	[ 5,584 ]	(81)	
医療療養からの転換分	(18)	(18)	(18)	(18)	(0)	
介護療養からの転換分	(9)	(9)	(9)	(9)		

資料:各市町が介護保険事業計画で推計した数値の積上げ

- (注)本県の介護療養病床は、2023(令和5)年度末までに全て廃止されたため、整備数に斜線を記載認知症グループホームの整備見込数は、市町が指定権限を有するためカッコで記載
  - 1:介護老人福祉施設
  - 2:2006(平成 18)年7月1日から2018(平成 30)年3月31日までに療養病床から転換して 許可を受けた介護老人保健施設からの転換分に限る。
  - 3:地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(単位:床数)

	2023(令和 5)年度末 母体施設定員見込数	2026(令和8)年度末 母体施设定員数	係数(%)	2026(令和8)年度末 必要利用定員総数	整備数
混合型特定施設 5	3,986	4,096	圏域ごとに 60%~70%	2,572	110

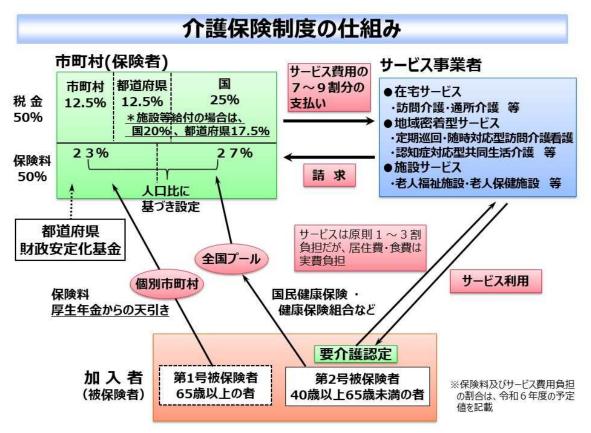
資料: 各市町が介護保険事業計画で推計した数値の積上げ

(注) 4 5:「介護専用型特定施設」は要介護者のみ、「混合型特定施設」は要介護者以外も入居できる有料老人ホーム等

また、「係数」とは、母体施設の定員に対するサービス(介護給付)利用者の割合

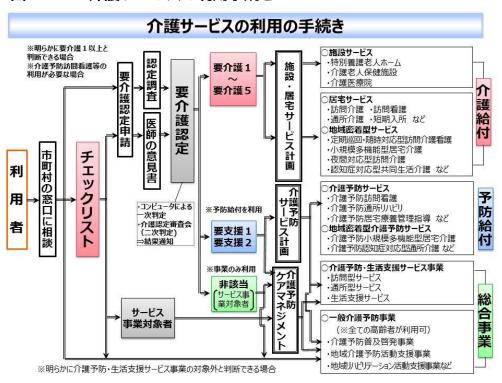
参考

図5-5 介護保険制度の仕組み



出典:厚生労働省資料

図5-6 介護サービスの利用手続き



出典:厚生労働省資料